

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-69(政策16-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保〔政策16. 公益法人制度改革等の推進〕				
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施				
達成すべき目標	平成25年11月末に新公益法人制度への移行期間が満了することから、移行を希望するすべての法人の確実な移行を実現するとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を推進				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	87	82	129	93
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	87	82	129		
執行額(百万円)	79	78	127		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言				

測定指標	平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(H25.4~H25.11)	25年度	△
		-	-	-	-	-	315	400	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	400	-
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	0%	0%	0%	0%	0%	1%以下	
		年度ごとの目標値	-	-	1%以下	1%以下	1%以下	-	-
	4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		-	28%	61%	61%	69%	69%	95%以上	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	95%以上	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>「平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数」は目標に未達であるが、これは自主解散等により申請を取りやめた法人があったこと等によるものであり、移行期間終了時には、新制度への移行を希望するすべての特例民法法人から申請がなされたと考えられ、実質的には目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>「4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合」は目標に未達であるが、これは申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等に対応していたものであり、それを勘案すると、実質的には目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>以上から、目標値に達しなかった測定指標はあったものの、施策目標である「移行を希望するすべての法人の確実な移行を実現する」ことに相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(未達成となった原因等) 「平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数」については、平成24年12月に実施した国所管特例民法法人に対する移行動向調査の結果及び平成25年1月末までの移行申請状況を踏まえ目標を設定したが、その後、自主解散や他法人との合併等により申請を取りやめた法人や申請先を都道府県に変更した法人があったことなどから、実績値としては315法人となった。しかし、実質的に見ると、各旧主務官庁と協力しながら法人の申請を支援したことにより、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。 「4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合」については、公益認定申請の審査に係る標準処理期間を4ヶ月としていること、また、法人の事情により4ヶ月以内に諮問を行うことができない件数を事前に予測することが難しいことを踏まえ目標を設定したが、実際には、法人の目線に立った柔軟な審査を実施する中で、申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等に対応した結果、実績値が69%となったものである。他方で、処理日ベースで見ると、平成26年4月1日登記を希望した約250法人(法人の事情により間に合わなかったものを除く。)の処分を年度内に行ったところであり、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。</p> <p>(有効性、効率性) 達成手段として挙げた取組は、いずれも未申請法人の早期の申請に寄与することを目標としているものであり、これらの手段により、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、本達成手段は有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 移行期間が終了したことを踏まえ、新制度への移行に重点をおいたこれまでの施策内容及び目標を改め、公益法人制度の適正な運営の推進と制度の理解促進や法人活動情報の発信等により「民による公益の増進」を一層推進していく。</p> <p>【測定指標】 移行期間が終了したことを踏まえ、新制度への移行に重点をおいたこれまでの施策内容及び目標を改め、公益法人制度の適正な運営の推進と制度の理解促進や法人活動情報の発信等により「民による公益の増進」を一層推進させるため、測定指標も以下のとおり新たに設定する。</p> <p>①公益法人への寄附金総額 公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要があるため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。</p> <p>②HP「公益法人information」へのアクセス数 「公益法人information」が国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。</p> <p>③定期立入検査の実施件数 公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官・総務課長 山内 達矢	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------------------	--------	-------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-70(政策16-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整〔政策16. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1	0	0	-
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	1	0	0	
執行額(百万円)	0	0	0			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度
特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 20.7%	-	-	-	-	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 20.7%	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 21.5%	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少	△
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>実績値は基準(24年度)より増加している。これは「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数が前年度より減少している(平成24年度1,035法人、平成25年度618法人)一方で、指摘を受けなかった法人の新制度への移行が相対的に先に進んだことによるものと考えられる。しかしながら、透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与するという観点からは、実質的には達成すべき目標を概ね達成したものと考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(未達成となった原因等)</p> <p>測定指標について、指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合を減少させることを目標値として設定していた。平成25年度に指摘を受けた法人数は減少した(平成24年度1,035法人、平成25年度618法人)ものの、指摘を受けなかった法人の新制度への移行が相対的に先に進んだため、結果として、平成25年度の実績値は基準(24年度)より増加した。</p> <p>しかしながら、内閣府及び旧主務官庁から法人に対し申請サポートを実施し、早期の移行申請を奨励したことにより、移行期間終了時には、一般法人への移行申請を含め、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、目標年度より前ではあるが、実質的には目標を達成した。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 当初、測定指標の達成目標は26年度としていたが、新制度への移行が順調に進んだ結果、本施策が対象とする26年度における特例民法法人数は僅少なものとなった。また、移行期間終了時には、一般法人への移行申請を含め、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。 本施策は、法令に基づき25年度をもって終了した。</p>
---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官・総務課長 山内 達矢	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------------------	--------	-------------------	----------	---------